

令和 4 年 4 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和4年4月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和4年4月25日（月曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室1

○出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、給食センター所長 野村 精二、
指導課長 久下英彦、生涯学習課長 斉藤伸明、
スポーツ振興課長 宮本臣久
生涯学習課長補佐 小森谷信幸、生涯学習課参事補 西村孝幸
学校教育課学務係長 小林洋一、同課学校再編係長 和泉田真

1 付議案件

- （1）議案第1号 結城市スポーツ推進委員の委嘱について
- （2）議案第2号 結城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

2 報告事項

- （1）報告第1号 教育長報告について
- （2）報告第2号 教育長職務代理者について
- （3）報告第3号 学校給食費の欠損処分について

学校教育課長 それでは、黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。
教育長 皆さん、こんにちは。
 本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、た
 だいまから令和 4 年 4 月教育委員会定例会を開会いたします。
 議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指名いたします。
 岩崎委員をお願いします。よろしくお願いします。
岩崎委員 はい。
教育長 それでは、これより議案の審議に入ります。
 本日の議案上程は 2 件でございます。議案第 1 号及び議案第 2 号は、委
 員の委嘱に関する人事案件でございますので、結城市教育委員会会議規則
 第 1 5 条ただし書の規定により非公開としてよろしいでしょうか。
 （「はい」と呼ぶ者あり）
教育長 それでは、2 議案については非公開といたします。

◎議案第 1 号 結城市スポーツ推進委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第 2 号 結城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎報告第 1 号 教育長報告について

教育長 続きまして、報告事項となります。
 報告第 1 号 教育長報告について、私から報告いたします。
 5 ページ、6 ページをご覧ください。
 報告第 1 号 教育長報告について。
 上記のことについて、別記のとおり報告する。
 令和 4 年 4 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
 6 ページをご覧ください。
 簡単に説明させていただきたいと思います。
 まずは、この前の三者合同研修会へのご出席、本当にありがとうございました。教育委員の皆様、各学校のいろいろな工夫を凝らした教育実践を聞いていただけたかと思います。またご協力、ご指導をどうぞよろしくお願いします。
 この前もお話ししましたが、結城市の学校教育につきまして、基本目標が、「未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう」で、基

本施策としまして、地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育の実践、知・徳・体のバランスのとれた社会人の基礎を養うということになっております。そして、共通確認事項ということで、これは私からのお願いということで、各学校で徹底していただいております凡事徹底、いろいろなところを、とにかく当たり前のことを徹底していきましょう、そうすることによって、学校教育の要であります学力の保障と安全の保障が保たれるということで、ぜひ凡事徹底をお願いしますということで言っております。

続きまして、茨城県の総合計画、茨城県教育大綱ということで、基本理念、いろいろと変わってきているので、ここにちょっと書かせていただきました。

基本理念として「活力があり、県民が日本一幸せな県」、いろいろなニューースで取り上げられていると思いますけれども、魅力度が最下位なので、そっちのほうの新しい評価について作ったんじゃないかと、そういうことでもありますけれども、日本一幸せな県を目指すということで、その3章の中に「新しい人材育成」、茨城の未来を創る人材を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指すというのが入っているようです。

具体的に簡単に説明しますと、これは学校の指導方針ということで、毎年県の教育委員会が作成するもので、これを基にして各学校、結城市とか各学校の施策などもいろいろと取り組んでいくことになっているんですけれども、この中が、まずここもテーマのところが変わっているんですね。全ての子供の可能性を引き出す活力ある学校づくり。中を見ますと、この最初のところに、これいつも巻頭の言葉で、県の教育長の言葉が入っているんですよ。今まで小泉教育長さんだったのが、4月1日から森作教育長に代わったということで、中身を見てこんなに赤くなって、ほとんど全部変わっているんですね。すごいなと思って、やはり教育改革監ということで、去年まで森作教育長さんはやっていましたので、それでどんどん変えていく姿勢というのがこういうところに出ているのかなということで、びっくりしているところです。ここにいろいろなことがあって、ここにも活力があり、県民が日本一幸せな県というのはあるんですけれども、ちょっとだけ言いますね。

STEAM教育の充実、アントレプレナーシップ、シティズンシップ、ヤングケアラーは分かると思うんですけれども、デジタルトランスフォーメーション、リスキリング、アクティブラーナー、プログラミングエキスパート事業、ドリームパス事業、分かりますか。

これ学校でどうやるのかなと思って、アントレプレナーシップって辞書を引いたんですよ。そうしたら起業家教育、起業する、それをここに載せているということは、小中学校でそういうものに取り組んでくれということなんです。昨日の夕方6時から、塚越敏典先生のご講話があったので、市長さんと一緒に行かせてもらったんですけれども、塚越先生が言ったのは、ちょうどそういう起業する、ノープレイ、ノーエラー、その精神と

教育長

いうものをやはり小学校、中学校のうちから育てなければいけないんだなと、いろいろ出てきているんです。ちょっと難しくて読み込めない。それだけ変わっているということなんです、茨城県の教育も。だから当然、44の市町村も、ちゃんとこれを見てやれよと、何かそういうことを言われているような感じはしています。でも、県の施策として当然これは取り組んでいかなければいけないことで、だからその中の一つとして、最後にもあるんですけれども、コミュニティスクールは、やはり44市町村全部でモデル校でも何でも1校は取り組んでもらわなければいけない。あとはいろいろ問題のあったフッ化物洗口。

フッ化物といって歯磨きでもいろいろとフッ化物を使ってやるんですけれども、去年、それとなく令和3年度の県の主な事業のこの最後に一覧表が載っているんですけれども、この一番下に、載っていたんです。県の養教部会とか保健部会なんかも大反対していたんですけれども、ここに載っていて、それも44市町村で取り組んでくれと。まだ根強い反対があるんですね。ただ、これ虫歯予防にいいということで、取り組まざるを得ないということで、これは結城市でも、1つどこか虫歯が多いような、小学校にお願いするしかないんですね。でもそれって学校でやるものなのかとか、そういう議論はまだまだあるんです。

だから、そういうふうになんかいろいろなこと、今年新しく県の指導シートががらっと変わったということなんです。大変だなと思います。でもやはりやらなければいけないので取り組んでいければと思っています。ご協力のほうをお願いします。

6ページ、またご覧ください。

そういうことで、茨城県の総合計画の改定がありました。

1番です。令和4年度小中学校入学生について、4月1日時点です。そちらの数字のとおりになっています。現在のところ、小学校の入学生が391名、中学校入学者が409名、昨年度からは小学校で28名減、中学校では32名減、現在の小学校の全部の児童数が2,481名、中学校が1,328名、合計で3,804名、去年から比べますと91名減になっています。大体今までですと小学校が3,000名いたら、その半分が中学校と思って、大体それで合うんですよね。小学校に3,000名いたら、その半分が中学生で1,500名で、合計4,500名、大体そんな感じになっていました。それがだんだんちょっと崩れているのかなと感じています。一応そういうことで、現在の小中学校の入学生についてです。

2番です。各種行事について、可能な限り感染症対策を行い実施していきたいと考えております。いろいろと実施につきましては学校医さんとかPTAの役員さんにも相談しております。結城市としては、修学旅行、宿泊学習、遠足等は通常どおり実施する予定であります。バスの増車は、今年度は考えておりません。換気等十分気をつけて、あとは食べ物とか十分気をつけて実施するということになっています。

特に実施する上で、何回もお話ししますが、感染症対策を可能な限りお願いしています。もう一つは、去年もなかなかできなかったんですけども、人員点呼をしっかりとやる。宿泊学習も今回は復活するかと思いますので、人員点呼だけしっかりとお願いしますということを徹底したいと思います。

これは個人的なことなんですけれども、サービスエリア、パーキングで走るんじゃない。大体いいかげんな指導をすると走るんですよ。必ず走る。一番危ない、交通事故。それだけは絶対やめろということで、私もずっと現場にいるときにはその話をしていました。大体、指導が徹底できていないところはパーキングで走ります。走るんじゃない、それだけお願いしますということによってあります。

(2) からずっと、これからいよいよ4月30日から結城大会も始まります。ソフトテニス、あとは茨栃バレーとか男子バレーも始まります。

P T A総会につきましては、今度の28日に4校でP T A総会、書面決議とかもあります。あとは授業参観だけとか、そういうのもありますが、各学校で工夫しながら実施しております。28日で一応終了の見込みです。

市P連協議会総会、5月7日、懇親会は中止になっているようです。役員の総会はある予定だそうです。

8番、結城市福井市友好都市交流事業について、今のところ、これは生涯学習課ですけども、結城市での行事が7月22日から24日、福井市が8月19日から21日と予定されていますが、まだどうなるか分からないということだそうです。

(9) 番、小山市結城市野木町合同広島平和式典参加、毎年8月5日から7日にやっていますが、検討中ということで、6月中には実施かどうか決定されるようです。一応各種行事についてです。

3番、働き方改革について、こちらも各学校の現場と協力して取り組んでいかなければならないことです。働き方改革、1か月の時間外勤務45時間以内、これは令和4年度末までの目標です。

おかげさまで報告書を見ますと、45時間以上というのは中学校ではほぼゼロになっている、小学校で何名か特定の先生方がいるぐらいで、それも何とか結城市としては、うまくおさまっているのかなということの報告を受けています。ただ80時間以上というのが、3月に1人いました。80時間というのは、これ県のほうにも報告しなければいけない、医師との面談もしなければいけないし指導もしなければいけないし、ものすごく大変だということをまだまだ学校として理解されていないのかなということ、それを感じました。もう一回やはり徹底しなければいけないのかなということを感じています。

全然特例なんですけれども、ある先生が夜中の2時に学校で仕事をしていて、警備がセットされていなかったのが警備員が行って確認したら、まだ工作中ですと。夜中の2時に仕事って何なんだそれって。だから校長も

誰も分からないんですよ。3月10日の夜だったんです。次の日、中学校の卒業式ですよ。そのために、子供たちのために一生懸命何か手書きの、初めての3年生の担任なので思いもあったんでしょうけれども、そういうことをやっていたと。本当にそれでいいのかと、それが本当に熱心なのかと、やはりそれは校長先生から指導するべきですよ。それは違うだろうと。というようなこと、やはりそれももう一回徹底しなければいけないということを、その事案を聞いて感じました。

(2)の部活動改革につきましても、令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行、これが非常に難しい宿題になっているかと思います。結城市でもいろいろな団体にご協力いただきまして、何とか進めていければと考えております。またご協力よろしく申し上げます。

参考として1番、4月11日に茨城県の市町村教育長協議会総会が、つくば市でありました。今年度も茨城県の教育長会議の会長さんは、ひたちなか市の野沢恵子教育長さん、去年まではつくば市の森田先生が会長だったんですけれども、1年で交代したようです。県西地区の新しい教育長、県西地区は3名代わっております。古河市は、鈴木教育長がご退任なさって吉田教育長、下妻市も横瀬教育長がご退任なさいまして、中山均教育長、五霞町は千葉教育長がご退任なさいまして、倉持伸樹教育長ということで、3名新しい教育長に代わっております。

2番として、管内教育長会議がこの前行われました。後で資料があるかと思います。

3番、令和5年度教職員採用試験、6月26日です。去年は、東京、仙台、名古屋で実施しましたが、今年は大阪と福岡をプラスしたようです。願書の提出が、電子申請ですので4月11日から5月6日まで、もう一回出し忘れがないかどうか、各学校のほうに指示したいと思います。当然各学校での受験者に対して、勤務とか何か十分余裕が持てるように配慮はしていきたいと思います。2次試験が一応8月19、20、21日に予定されています。

4番目、コミュニティスクールの導入の促進ということで、各市町村1校モデル校の実施をお願いしますということで、今のところ城西小学校にお願いできればと思って、これは話しているところです。

あとフッ化物洗口、先ほど出しましたがフッ化物洗口につきましては、山川小学校にご協力いただければということで持っていく予定です。

さらに、ここには書いていませんが、来月、6月ぐらいにまた各学校への市の計画訪問指導がありますので、そのときにまた教育委員さん方に、ちょっと学校訪問の都合をつけて、ちょっとどこかで1回ぐらい学校訪問していただければと考えておりますので、またご連絡させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

私のほうからの報告は以上でございます。ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

岩崎委員。

岩崎委員

この教育長報告の最初の結城市の学校教育について、非常に三者合同研修会でいろいろと各校の資料をお聞かせいただいたんですが、その教育目標に対しての年度末の実績とか、結果報告というものをやはり検討するんだと思うので、もしその時期にそういうもの、そういう結果等につきましてまた聞かせていただけるような機会を設けていただけると、我々もすごく勉強になるかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

教育長

久下課長、去年のこと分からなかったのも、私のほうで、すみません。

本当は、三者合同研修会というのは3回あるんですね。この前もお話しましたけれども、今回の一回目と、あと夏休みに1回と、最後に2月ぐらいにもう一回あるんです。そのときに成果の発表をしていたんですけれども、去年なんかはやっていません。文書とか何かで各学校で持ち回りなので。そのときも三者合同というのは、本当に校長、教頭、教務主任を1カ所に全部集めるというのは非常にちょっと危険なことです。この前も断って、どうしてもあのときは全員でやりたいということですので、その全員でやるということはないんですけれども、通常ならば、2月ぐらいにその成果というものを持ち寄ってやっているんですけれども、まだそこでは学校評価なんかもまとまっていないところもありますので、今のところちょっと何とも言えない。できれば、そういう書面だけでもお渡しできればと、今のところ私のほうでは考えております。

岩崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

中村委員。

中村委員

関連してなんですが、三者合同で。私もちょっと全部の学校三役さんがそろっていたので、結局学校だけでは、これからの多岐にわたるいろいろな変革が起きている、そういう中で対応が難しい。そうすると保護者と学校と、子供はもちろん、あとは教育委員会とタッグを組んで、みんなでチーム学校と昔からあったにはあったんですけれども、なかなかそれが具現化されていないんですね。

そこで、要は何を言いたいかというと、学校の教育を進める、学校の運営も含めて学級の指導も含めて、どうしても予算が絡むものがたくさん出てくる。特に今、新しくICT関係の問題とか、そういうときに、実は三者合同の実施主体は校長会ですね。校長会のほうに話をしなければいけないかもしれないですが、ぜひ学校教育課の方にも1名くらい出席していただくような、そういうアドバイスを教育長のほうから、できないことはないと思うんですよね。そうすると学校でどういう運営がされるかというのが分かると思うので、ぜひお願いしたいなと感じました。

教育長

大木課長、いかがですか。

学校教育課長

はい、要請があれば、それは、進んで出席いたします。

教育長

ありがとうございます。

赤木委員。

赤木委員 よろしいでしょうか。

教育長 はい。

赤木委員 大きな3番の(2)働き方改革の中の部活動改革ということで、休日の部活動の段階的な地域移行というふうな表記がされているわけなんですけど、現在これスポーツ庁でも文科省のほうでも、かなり地域移行ということが話題になっていますよね。今現在の段階で、茨城県あるいは結城市として、この地域移行というのはどの程度のことを考えておられるのか、もし、ある程度方向性があればお聞かせいただければと思うんですが。

教育長 宮本課長、何かありますか、地域移行について。まだない。

スポーツ振興課長 はい、今のところまだ具体的に進んでいる様子はないんですが、この後、地域スポーツクラブ等と連携をいたしまして、少し指導者をまず探すところから始めていきたいと思っています。

赤木委員 それに関連してなんですけれども、やはり地域移行となれば、ヒト・モノ・カネじゃないですけれども、人材を探して、予算化して、どういうふうにやっていくかということを検討していかなければならないと思うんですが、たまたま今日の提案事項の中で、スポーツ推進委員とか審議委員さんがこれだけいらっしゃるんであれば、こういう方にも入っていただいて、それと中学校の校長あるいは部活動担当者が、膝を交えてどういうふうにしていったらいいだろうかというふうなそういう組織、会議というか、組織をつくって意見を伺いながら、段階的に進めるということがいいんじゃないかなと思うですね。

やっぱり今、結城市の地域スポーツクラブも、私もメンバーではいるんですが、まだ具体的にそこまで活動しようというまでになっていないんじゃないかなと思うんですよ。ですから、またそれと並行して推進委員とか審議委員さん方に入っていただきながら、学校も含めて、教育委員会が音頭を取りながら、どういうふうにしていったらいいだろうとご意見を聞きながら方向性を見つけないかというふうなことであれば、じゃ俺やってみるよとか、俺知っている人にこういうふうにして声をかけてみるよなんてことにもなってくるんじゃないかと思いますので、非常に地域連携というのは難しいと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、参考のコミュニティスクール、これについても教育長さんから城西小と、前回の三者合同の発表会でも城西小がそのようなことでちょっと触れていましたよね。ああいいことだなと思いながら聞いていたんですが、岩崎委員さんも参加してくださった去年あるいは一昨年のリモートでの教育委員会議なんかでも、このコミュニティスクールの話題が随分出ていたんですね。そういう中で、生涯学習課の方が1人入っていただいて、指導員という形でコミュニティスクールを盛り上げていく組織づくり。だから、やはり学校だけに任せるんじゃなくて、教育委員会がそこはかなりウエートを置いて、そういう組織を立ち上げて動かしていくということを考えていかなければならない状況なのかなと思いました。

そういうことで、もし先ほども西村先生が今度また指導員ということで入ってくださっていますが、そういう立場の方にも中心になって動いていただきながら、コミュニティスクールを動かしていくということが大切になってくるのかなと思います。

それから、3つ目、これはお願いなんですけど、先ほど教育長さんからご紹介いただいた学校教育指導方針、県のホームページからもダウンロードはできるんですが、教育委員の分、4冊、後でもし頂ければ、買っていたければお金はあれですので、ぜひ1冊あるといいなと思って、ちょっとお願いですが、よろしくお願いします。

以上です。

教育長
指導課長
教育長
中村委員

久下課長、よろしくお願いします。4冊。

はい。

中村委員。

また、今の赤木委員の提案とか質問の関連なんですけど、教育長報告の中の働き方改革の(2)部活動改革、これは、まさしくもう待ったなしなんですよね。テレビなんかの報道等を見ていても、あれだけ頻繁にニュースが流れてくるということは、もう先行してもちろんやっているところはあるわけですよね。地域でも学校でも。それで、令和5年度移行というのは、もうすぐだと思うんです。その移行が令和5年度だから、そこから、さあそろそろやるかではなくて、その前にもう下地をつくっておかなければならないと私は思うんです。じゃないと、どうしても取り残されちゃう、遅れるんですよね。

総合型の地域スポーツクラブ、はっきり言って結城が一番最後に始めたと思います。そういう例もあるので、少し早め早めにやっていくときに、1つは、せっかく存在する組織は、より以上に機能を生かさなければならぬなという思いがあるんですね。今日の議案になっていたスポーツ審議会委員が、今までこういうふうな方たちで進められてきたんですが、ここにやはり新たなそういうスポーツ改革みたいな地域型への移行、それを目途に考えていったときに、例えばこの4番目にいらっしゃる渡辺信之さん、小中体連の会長ですよね。当然役職としては入ってこざるを得ないとは思いますが、実質、私はスポーツの運営を実際に行っている、例えば市内の部活動のリーダー、担当者のリーダー、体育主任かな、違うかもしれないけれども、体育主任のトップは、結局スポーツやいろいろなそういう、恐らく大学等でスポーツ社会学であるとか、いろいろ勉強されている方だと思うんです。この小中体連は充て職なので、私もやりましたけれども、全然そういう具体的なスポーツに関しての体系的な勉強もしていないし、そういう実技等も備わっていない人間が体連の会長をやっています。そうすると、失礼になるかもしれないんですが、やはりちょっと弱いんだと思うんです。今実際にスポーツはこのように動いているよと、そういう世界の中で、あるいは日本の中で、あるいは地域の中で、そのときに実際に

スポーツを直接学んできた方々、実践している方々に入ってもらえたらいいかなというのをちょっとこのとき感じたんです。

もしそういったものが可能であれば、令和6年だから、7年からでも入れていただいて、あるいはそのほかの組織で何か特別なプロジェクト体制を取るとか、何かやっていかないと、きっと駄目だと思うんです。その他の地域スポーツクラブもあるんですけども、なかなか機能しているとは評価しづらいので、いろいろなところに問題はあると思うんですが、そういった問題を解決しながら、実際に総合的にやはり組織的に進めていかなければならないかなという感じはしました。ぜひその辺、ちょっと体制をつくっていくときに考えていっていただければと思います。

教育長

田中委員、何か実際、お子さん少年団でお父さんと一緒に気合を入れてやっているみたいですけども、小学校の柔道の全国大会をなくすなんてありますよね。あれすごく重要な議論をしなければいけないと思うんですよ。そういう点で、自分のお子さんなんかを見ていてどう思いますか、少年団活動なんか。

田中委員

少年団活動、そうですね、まず、私の主人もやはり中学校で部活動の顧問をやっていたので、本当に土日勤務というのがすごく大変だったのと、同じ家族として思って、なのでそういった先生の負担はなくしたほうがいいと思うんですが、実際、今のスポーツ少年団のほうは、サッカーを子供がやっていて、保護者の中でスポーツ経験者とかが今教えている状況なんです。でも、やはりやってくださるという方は結構多くて、だから声をかけてみれば結構いらっしゃるんですよ。やはり子供にそういうスポーツを教えたいという方とかはいるので、具体的に、実際少年団で教えていた監督が、今度中学校のほうで教えるというような流れが今あるんです。なので、そんなふうに声をかけ合って、スポーツ少年団とかとも連携していくと、またそういう指導者も見つかったりするのかなんていうのは思います。

教育長

田中委員に振ってしまいましたけれども、小学校では、月曜日に子供たちがクタクタになっているという、そういう事案がいっぱい出ている。中学校は、土日はどちらか必ず休みになっているんですよ。だから月曜日はそんなに疲れなくて、小学校のほうがこれ大変なんです。ですから、悪い言葉で言うと、少年団のやり過ぎというのが、もうこれちょっと。少年団でこれだけやっているのに、なんで中学校はそこまで指導してくれないんだと、中学校はそうじゃないんだと言っても、まだまだ世間の流れでは、そこまではいっていないというのがあるんです。当然そんなのやってくれて当たり前だろうと、サッカーだってバスケットだって野球だって、中学校でこのぐらい教えられるのは当たり前だろうと、そういう人はもういないよと言いたいんですけれども。

赤木委員

よろしいですか。

教育長

どうぞ、赤木委員。

赤木委員

この地域移行の中で一番大事なことは、学ぶ子供を、もっと保護者の意識改革をさせないと駄目だと思いますね。今極端な話、今まで中学校へ子供たちが行けば、部活動で先生が見てくれるんだ、学校が面倒見てくれるんだ、誰もがそういうふうに思っていると思うんですね。だから事故があっても学校で処理したり何だり。じゃなくて、今度は自分たちが進んでその組織に入っていくわけですから、自分たちの自己責任の下でどういう活動が運営される、そういうふうな意識を少しずつ持ってもらわなければ困るなど、そこが第一番になってくるのかな。

ですから学校で、どんどんやはり、令和5年度からこういう形で地域移行に段階的に進めますよということであれば、それを保護者にも生徒にも植えつけて、そういう意識を持ってもらおうということが大事になってくるのかなと思います。

それと同時に、結城のよさなんですけど、私、現場にいたときに、結城でいろいろな近隣の市町村大会が開かれます。結城のよさというのは、そこに教育委員会あるいはスポーツ協会がかなり関わってくれているんですよ。テニス大会にしても、テニス協会の方が来て運営をやってくださったりとか、北関東野球大会はもちろんなんですけど、北関東野球大会にしても市役所の方が中心になってやってくくださる。結城のよさはそこだと思うんですね。そういうよさを生かして、この部活動の運営、地域移行というものについても、教育委員会の体育担当のほうなり何なりがそういうふうな形で働きかけていって音頭を取って進めていくという形で、仕事は増えてしまうと思うんですけど、そういうふうな形になれると理想的になるのかなと。

ネットなんかでも結構この地域移行に先進的に取り組んでいるところが出ていますよね。そういうところなんかの例を見ながら、推進委員とか審議委員のメンバーにも声をかけながら、そういう立ち上げをしていくということは必要なんじゃないかなと思います。ぜひそういうものも参考にしてみるといいのかなと思います。

教育長

中村委員。

中村委員

また関連でごめんなさい。今の赤木委員さんはすばらしく褒めてくださったと思うんですけど、私が感じていたのとまたちょっと違って、確かに市の体育協会とか、いろいろそういったところに根回ししながら盛り上げてくださっていると思うんですけど、私はもう少し、現場にいた頃は、何で俺たちばかりでやらなければいけないんだと、全くちょっとマイナスの評価でしたんですね。例えば冠大会とあります。冠大会は全部中体連でやっていたんですよ。違うでしょうということ、そういうことが現場から話が出ていました。だから、その当時はまたそういう状況であったんだけれども、これからは冠大会はだんだん減らしましょうと、そういったことが私らが現役の頃の流れでした。それがだんだん今度は、それも含めて減らしましょうというのは、結局は働き方改革で、学校に全部任せるんじ

やないよ、先生方も土日はやはり休まなければいけないんだからねという話で、具体的には、冠大会をやるのであれば、それは学校から本当は離して運営をして、全面的に。お手伝いで学校の先生方に、例えば審判をやってもらうとか、そういうのは当然あってしかるべきだとは思いますが、主たる運営は、冠大会を主催する側がきちっとやると。それができなかつたら、やはりそれは無理だということで違う方法を考えていくという、そういう方向だったと思うんですね。

それで今回、この地域のスポーツ移行というのは、また今度違う側面が出てきたとは思いますが、いずれにしてもスポーツに関わるという組織がたくさんあると思うんです。行政もちろん、学校もちろん。あとは総合型の地域スポーツクラブなんですよ、核になってほしいのは。私なんかはいまだに残念なんだけれども、私が社会体育課でお世話になって、それ1年間も結城が一番最後なんだから、何とか頑張っしてほしいという指示をいただいて頑張りました。2年目に、これは次できるなと思ったら、言い方は悪いですが、もう社会体育課から離れてくださいと言われちゃったので、えーっと思って、どうしようもなかったんだけれども、本当はあと1年、2年とやりたかったんですよ。そういう必要性は当然あったわけです、その頃から。それは今形としては残っているかもしれないんですが、恐らくそんなに、赤木委員さんもお話ししていたようにそんなに機能されていないんじゃないかと、ちょっともったいないということ。

それは一番最初に言われた、要するに一番は保護者の方々の意識改革だと思います。学校に、部活に預けておけば、ただで、ただと言ってもユニフォームとかそういう受益者負担というか、そういったものはありますけれども、ほとんどただで先生方が面倒を見てくれる。それは駄目なんですよ。考え方が根本的に違うので、お金を出して自分でやりたいスポーツを、そして指導を受けて、指導を受けながら楽しいスポーツ人生をやっていくと。それが一番の目的なので、そのためには、やはり対価としてお金は必要なんですよ。だからちゃんと会費を納める、参加費を納める、そういうことを保護者の方々にも啓発をしていかないと、急にというと、何それということで、やはり受け入れられない、そういうこともあるので、とにかく総合的にやるんですね。みんなで作っていかねばならないかなという大きな目標かなと思いますので、これは。

教育長
岩崎委員

岩崎委員。

ただいま各委員さんから部活動改革についていろいろなご意見が出たと思うんですけども、そういうものを踏まえて、もう既に令和5年度以降に段階的な地域移行ということをやったわけですから、どのようなステップでやっていくかという内容を学校側、それから保護者的な立場、子供たち、それから地域と行政の絡みぐあいを踏まえて、そういうのを明確にというか、ちょっと示していただいて、それについてまた皆さんで議論していただいて、そういうものを作り上げてという感じにしていくと進

めやすいのかなというふうに感じるんですけども、いかがでしょうか。

教育長

赤木委員。

赤木委員

そうですね、岩崎委員さんおっしゃったように、この辺では、自分はつくば市にいたことがあるんですが、谷田部東中がかなり地域移行じゃないですけども、地域の人たちの力を借りて部活動の運営をしていくというふうなことで積極的に、今でもやっているんじゃないかと思うんですが、中でもやはりかなり委員会もそこに関わって、地域に呼びかけながら、働きかけながら進めているという話を聞いたことがあります。

教育長

実は谷田部東中のことは、私も直接話は聞いていまして、実は今、赤木委員さんが言われたようにヒト・モノ・カネということで、カネがなくなったら大分下火になってしまった。あそこは補助金を活用して契約しているんですよね。そこから月に何回かと、1回か2回、日曜日来て、それで指導するという体制を取っていると思うんですけども、その補助金がなくなって、今度は、じゃ保護者の方が負担ですよといったら、どうしようかなと、そういうことは聞いたことはあります。

先ほど宮本課長に無茶振りしちゃったんですけども、実際に教育委員会でまだそこは具体的に話し合っていないんですけども、でも令和5年度のために今年何ができるか、お金もない、人もいない、でも、できることあるんじゃないかということで、ちょっと指示は今からしているんですね。できるところ、例えばなんですけども、柔道とか剣道という特別、本当に指導者がいないとなかなか指導できないような、それでもって結城市としては柔道とか剣道というのは伝統のあるスポーツですので、そういうところで何かできないかなということで、実際に今話して、まずいいところから、ちょっとやってみましょうということとでお願いしてあるんですね。それを今年あたりモデルケースにして、じゃほかの種目でもできないか、土日、それで来年度はやはりそれなりの予算も取らなければいけないし、運動部指導員のお金、私も南中のときにそれをお願いしようとしたら、予算がないんですということで断られちゃった経緯があるんですけども、やはり今も予算がないからでは済まないの、来年からちょっとやはり計画的に進めるためには、今年度でモデルケースを中心として話し合っていかなければいけない。そういうふうに私は今、個人的には思っています。

そこで、来年度は県の申請でも何でも日曜日、道場と一緒に中学校の剣道の達人とか柔道の達人が結中とか東中の道場に行って、そこに南中も集まって土日は一緒にやって、最初は先生がついていきますけれども、慣れてきたらもう先生はなしで、運動部指導員に指定された方が、それは当然できますから、そういう方に幾ばくかのお金を払いながらやっていくように、段々やはりそういうことができるようになれば、令和5年度以降に、はい、用意ドンと言ってもなかなかできないので、今のところそういうことを自分としてはイメージしているんですね。実際に何ができるかというの

をちょっと話し合ってくれということで、小中体連のほうにもお話ししているところです。

ただ、そのためには中体連が総体とか新人をどういう扱いにするのか、はしごを外されちゃったら、もうしようがないと思うんですよね。結城市だけ結城スポーツクラブで、例えば野球だったら結城市で野球一つにしましょうとか、サッカー一つにしていきましょうなんて言って、じゃそういうのは中体連はできませんよと言ったら本当に子供はかわいそうなので、その辺はちょっと丁寧に、慎重にやっていかなければいけないのかなということは感じています。

あとはコミュニティスクールのことなんですけれども、コミュニティスクールも、できるところから始めていくということで、そういうことでおそらく赤木委員さんが話された去年見たというのは、私も多分同じやつに参加しているというか、見ていたと思うんですよね。茨城はコミュニティスクールは一番最低ぐらいですよね。何で最低かといったら、PTA活動がしっかりしているんですよね。だから、もうほかのところはコミュニティスクール100%の都道府県もありますけれども、別に茨城はコミュニティスクールがなくても何とかなっちゃう、PTAの方が奉仕作業はやってくれるし、交通安全はやってくれるし、だからそれを今度は学校の先生とじゃなくて、今度はコミュニティスクールの、今までもPTA会長を中心にやれたんですけれども、きちんとそういうことを分けて、人事面でもこういう理科の先生が欲しいんじゃないのとか、そういう突っ込んだことも少しずつできれば、それがまず、いきなりコミュニティスクールというのではなくて、この前も言ったんですけれどもPTCA、PTAの最後にCが入って、PTCAという形でもっていけばいいのかなということを言われたこともあったんですね。ですので、もうそれも肩肘張らないで、コミュニティスクールというできるところからやっていって、それがよければ、ほかのところでも当然できるでしょうし、コミュニティスクールはつくだけでも大変なんじゃないかと言ったら、ほかのどこか全国の教育長から、そんなことはない、絶対に大丈夫だからと。

赤木委員

今、結城で考えてみると学校評議員、あの制度がしっかり機能しているので、そこにちょっと毛を生やして進めていけば、それでも地域コミュニティスクールという形にはなってくるんじゃないかと思うんです。

教育長

と思うんです。

赤木委員

あの組織もうまく生かしたいなと思うんですね。

教育長

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

すみません、本当にこれから部活動とか働き方についてはいろいろな問題が出てくると思いますので、またご指導いただければと思います。ありがとうございました。

では、報告第1号については終了させていただきます。

◎報告第 2 号 教育長職務代理者について

教育長 続きまして、報告第 2 号 教育長職務代理者について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 報告第 2 号 教育長職務代理者について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和 4 年 4 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

8 ページをご覧ください。

教育長職務代理者氏名、岩崎勤。任期、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。

まず、教育長職務代理者についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 13 条第 2 項の規定によりまして、教育長に事故あるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うとなっております。教育長が指名するという形ですので、本来は報告として扱うかどうか、ちょっと考えました。教育長の指名は岩崎委員でございました。今までは、その他の中で教育長が指名して、それでおしまいだったんですね。なぜ今回これを報告事項にしたかと申しますと、議案とか報告については番号を取って全て議題、報告事項が記載されているんですが、調べても当然その他事項なので、誰が職務代理者で、いつなったかというのがちょっと議事録を全部読んでいかないと分からなかったものですから、それだったらきちんと報告事項として、教育委員さんの皆さんは分かっているにしても、そのほかの皆さんも議事録を見たときに、はっきりと分かるように今回は報告事項としてこちらを上げさせていただいております。

以上でございます。

教育長 ご質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 よろしいですか。では、報告第 2 号については終了いたします。

◎報告第 3 号 学校給食費の欠損処分について

教育長 続きまして、報告第 3 号 学校給食費の欠損処分について、事務局より説明をお願いします。

給食センター所長 それでは、資料の 9 ページ、10 ページですけれども、9 ページが報告第 3 号ということで報告します。

学校給食費の欠損処分報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和 4 年 4 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続いて、2 ページ目ですけれども、学校給食費の欠損処分についてとい

うことで、ご報告します。

こちらにつきましては、結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の第10条第1項に基づきまして、下記のとりの不能欠損処分を行いましたので報告いたします。

お手元に内訳書の資料3枚があるかと思いますが、一番上からご説明させていただきます。

内訳としまして、まずは行方不明の者ということで4世帯、資料のほうですが、4世帯で5名、金額が107,565円、こちらは住民票記載の住所に居住実態がありませんで居所が確認できないものとなっております。

続きまして、無資力またはそれに近い状態にあるということで1世帯、2名の方ということで176,900円となっています。

それから続いて消滅時効の成立があったもの、8世帯、9名分でございます、238,786円となっております。合計しまして13世帯、16人分、523,251円ということで欠損処分を行いましたので報告いたします。よろしくお願いします。

教育長
赤木委員
教育長
赤木委員

事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

赤木委員。

消滅時効の成立があった場合ということなのですが、これは消滅時効が成立するということは、委員会なり給食センターなりから督促をして、督促をしていれば消滅時効というのは発生しないんですよ。そういうわけじゃないんですか。私もそのところがちょっと分からないんですが、督促を出さなくなってしまうがために消滅したというわけではないんですか。

学校教育課長

前回もちょっと奨学金のところでそのお話をさせていただいたんですが、督促状をただ出していても時効を中断することが実はできなくて、裁判所を通して、6か月しかもたないんですね、督促状は。その6か月が経過した後に裁判上のきちんとした手続を取らないと、督促状自体を6か月ごとに出していても、毎月出していても、消滅時効は進んでしまう。実際に督促状というのは出しているんですけども、時効が進んでいるというふうな状態です。

今回につきましては、実際に消滅時効は進んでいるんですが、そういう形で今までも督促状は出していた。それで向こうから、もう2年たつんですよ、これって時効ですよというふうに時効を援用します、時効として私はそれを主張しますというふうなご意見をいただいてしまったので、時効が成立したというふうな形になっております。

赤木委員

じゃ払うべき人が払わないで、もうこれ時効ですよと申告すれば、それが成り立っちゃう。

学校教育課長

そうです。

もちろん期限が、2年たってということですから。

中村委員 そういうのって何か賢いな。そういうふうに感じざるを得ないですね。もしその、やりとりの中で、前回もありましたよね、その話。だからそのときも思ったんですよね。それって、例えばそういうのを分かっている、最初からそれを狙っていると。あまりこういうことはよくないな、そういうことを想定していただいているわけじゃないと思うんですが、途中でそれをきちっと情報として身につけるとするのはすごいなと思ったんですよね。

学校教育課長 これは、資料があると思うんですが。
 ナンバー1から8までの方が、その時効の援用をされた方です。

中村委員 すみません、見ていませんでした。これね。

学校教育課長 今ご覧になってくださっているこの3枚の書類については、教育委員会終わった後に、すみません、回収をさせていただく予定でございますのでご協力をお願いいたします。

中村委員 だから今のお話、該当するのはこの方お1人なんでしょう。

学校教育課長 全員です。

中村委員 全員がそうなんですか。全員がそういう申し出をされたんですか。

学校教育課長 実際にアパートとかお宅に行って、こうこうこういう理由ですから給食費を払ってください、そうすると、例えばこの一番の人だったら、平成19年の債権ですよね。この債権については、裁判所からのこういう申出がなかったので、私は時効を援用しますと言うと。

中村委員 しっかりしている。

中村委員 でも、今まで未納というか未収、何と言ったか別の言葉があったよね。そういうふうなのはありましたよね。私も教育委員に何年かお世話になっていて、でもこういって初めて聞いたような気がするな。

学校教育課長 奨学金の話なんかですと、奨学金、滞納って引くと、時効の援用の仕方がぱっと出てきたりするんですね。こうこうこういう場合は時効なので払わなくても大丈夫ですよなんていうものが出ていたりするんですよ。そういうのを見ちゃうと。

中村委員 例えばウェブサイトとかそういうところにたくさん出ていて、みんなそういう知識は持っているんだね。なるほど分かりました。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 今、こういった時効の主張と、例えば滞納債務者であれば、法テラスとか無料相談でも、こういうふうに弁護士からもそういうふうに主張すればということで、教えていただける感じではあると思うんですね。ただ、前回の奨学金みたいな高額なものであれば、その後、例えば弁護士を通じて裁判手続で、費用がかかっても多少回収できればということなんですけれども、少額になってしまうと、これ1件ごとにやるんではとてもじゃないけれども費用のほうが大きくて、あべこべ回収するために大きなお金を使ってしまうという形になると思うんですけれども、今後、こういったものをできるだけなくすための何か方法というのをもう一度考え直さなければ

いけない時期に来ているのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

教育長 課長、いかがですか。

学校教育課長 誠におっしゃるとおりだと思うんですが、今回、令和４年度からは学校給食費についても直接保護者から給食センターで、同じと言えば同じなんですが、現金の引き落としをお願いして口座の登録をしているところではあります。引き落としができなかったときは同じになってしまうんですが、極力お願いと。

赤木委員 でも、口座引き落としになっただけでも、学校は助かりましたよね。

教育長 本当にありがたいですね。

中村委員 ある学校で、やはり督促して、うちは金がないから払えないと、でも、困るんですけれどもと言ったら、じゃうちの子供に給食出さなくてもいいからと、こういう事例が実際にあったんですよ。そのときはとんでもない親御さんだと思ったけれども、でも何かそのほうがかわいいという感じはしますね。なるほどね。

教育長 ありがとうございます。

では、報告第３号については終了させていただきます。

そのほかについて何かございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

学校教育課学務係長 事務局より１点。前回３月の定例会におきまして、議案第４４号で学校医及び学校薬剤師の委嘱についてということでご審議いただいたんですが、その中で訂正がございましたので、この場をお借りして報告いたします。

資料では、江川北小学校に廣澤孝さん、結城東中学校に石川勝幸様ということでご説明したんですが、こちらのほうで取り違っておりました。正式には、江川北小学校に石川勝幸様、結城東中学校に廣澤孝様というような委嘱するという内容になっております。皆様のお手元に資料は配付しておりませんが、口頭にて訂正のご報告となります。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

その他、そのほかございますか。

（発言する者なし）

教育長 では、以上で教育委員会４月定例会を終了いたします。

ありがとうございます。

午後２時３５分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員